

平成25年（2013年）6月紀北町議会定例会会議録

第 1 号

招集年月日 平成25年6月11日（火）

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

開 会 平成25年6月11日（火）

応 招 議 員

1 番	奥村 仁	2 番	東 貴雄
3 番	樋口泰生	4 番	太田哲生
5 番	瀧本 攻	6 番	入江康仁
7 番	家崎仁行	8 番	玉津 充
9 番	奥村武生	10番	東 篤布
11番	東 清剛	12番	松永征也
13番	平野隆久	14番	中津畑正量
15番	川端龍雄	17番	中本 衛
18番	北村博司		

不 応 招 議 員

16番 平野倅規

地方自治法第 121条の規定により説明の為議会に出席した者の職氏名

町 長	尾上 壽一	副 町 長	下田 二一
会計管理者	世古雅則	総務課長	堀 秀俊
財政課長	工門利弘	危機管理課長	上野和彦
企画課長	脇 博彦	税務課長	服部峰穂
住民課長	脇 俊明	福祉保健課長	大谷真吾
環境管理課長	井谷 哲	農林水産課長	武岡芳樹
商工観光課長	濱田多実博	建設課長	上村康二
水道課長	久保健作	海山総合支所長	中場 幹
教育委員長	大和秀昭	教 育 長	安部正美
学校教育課長	玉津武幸	生涯学習課長	宮原俊也
監査委員	井上 寛		

職務の為出席者

議会事務局長	谷 吉希	書 記	上野隆志
書 記	奥村能行	書 記	玉本真也

提出議案 別紙のとおり

会議録署名議員

1番 奥村 仁	2番 東 貴雄
---------	---------

議事の顛末 左記のとおりを記載する。

北村博司議長

皆さん、おはようございます。

本日の会議に入ります前に、ご連絡を申し上げます。

本定例会、本日の定例会の終了後に、急なお話で申し訳ございませんけれども、管外視察についての懇談会を開催いたしますので、第1委員会室のほうへお集まりいただきますようお願い申し上げます。

それでは、ただいまの出席議員は17名でありまして、定足数に達しております。

なお、16番 平野倅規君から所用のため、欠席との連絡を受けておりますので、ご報告を申し上げます。

北村博司議長

ただいまから、平成25年6月紀北町議会定例会を開会いたします。

会期日程並びに議事日程につきましては、お手元に配付のとおりでありますので、ご了承いただきますようお願い申し上げます。

なお、今期定例会におきましては、議会放送番組収録のためZTV並びに企画課職員による撮影等を許可することといたします。

それでは、会期日程並びに議事日程を事務局長に朗読いたさせます。

谷議会事務局長。

谷吉希議会事務局長

おはようございます。

それでは、まず会期日程から朗読させていただきます。

平成25年6月紀北町議会定例会会期日程表

日程第1日、6月11日、火曜日、午前9時30分から本会議、開会、人事案件の上程、説明、質疑、討論、採決。議案の上程、説明、質疑、委員会付託。一般質問の受付締め切りは午後5時までとなっております。

第2日、6月12日、水曜日、休会、常任委員会予定日としております。

第3日、6月13日、木曜日、休会、常任委員会予定日としております。

第4日、6月14日、金曜日は、休会、常任委員会の予定日としております。

第5日、6月15日、土曜日は、休日。

第6日、6月16日、日曜日は休日となっております。

第7日、6月17日、月曜日、休会、常任委員会の予定日を予定しております。

第8日、6月18日、火曜日は、本会議、一般質問。

第9日、6月19日、水曜日は、本会議、一般質問。

第10日、6月20日、木曜日は、本会議、一般質問としております。

第11日、6月21日、金曜日は、本会議、委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論、採決が行われ閉会となります。

続きまして、議事日程を朗読させていただきます。

平成25年6月紀北町議会定例会議事日程（第1号）

平成25年6月11日（火曜日）午前9時30分開議

- | | |
|-----|------------------------------------|
| 第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 第2 | 会期の決定 |
| 第3 | 諸般の報告 |
| 第4 | 行政報告 |
| 第5 | 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて |
| 第6 | 議案第35号 紀北町新型インフルエンザ等対策本部条例 |
| 第7 | 議案第36号 紀北町福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例 |
| 第8 | 議案第37号 紀北町国民健康保険条例の一部を改正する条例 |
| 第9 | 議案第38号 損害賠償の額の決定及び和解について |
| 第10 | 議案第39号 平成25年度紀北町一般会計補正予算（第1号） |
| 第11 | 報告第3号 平成24年度紀北町一般会計繰越明許費繰越計算書について |
| 第12 | 報告第4号 平成24年度紀北町水道事業会計予算の繰越使用について |
| 第13 | 報告第5号 専決処分の報告について |
| 第14 | 請願案件 |

以上でございます。

北村博司議長

これより、本日の会議を開きます。

日程第1

北村博司議長

日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第119条の規定に基づき、本日の会議録署名議員に、

1 番 奥村 仁君

2 番 東 貴雄君

のご兩名を指名いたします。

日程第 2

北村博司議長

次に、日程第 2 会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日 6 月 11 日から 6 月 21 日までの 11 日間にいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

異議なしと認めます。

したがいまして、本定例会の会期は、本日 6 月 11 日から 6 月 21 日までの 11 日間とすることに決定いたしました。

日程第 3

北村博司議長

次に、日程第 3 諸般の報告を行います。

去る 6 月 4 日に議会運営委員会が開催され、6 月定例会にかかる運営等について協議が行われました。その確認等についてご報告申し上げます。

まず、提出議案についてであります。本定例会において提出され、受理した案件は、

諮問1件、議案につきましては第35号から第39号までの5件、報告案件が3件の、合わせて9件であります。また、請願2件を受理いたしております。陳情書と要望書につきましては、各議員の棚に配付いたしております。

また、急きょ町長から追加議案が提出され、本日、開会前の議会運営委員会で受理することとなりました。追加日程として取り扱いたしたいと思っております。また、本日、受理した議案につきましては、お手元に配付させていただいておりますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、一般質問についてであります。日程は3日間、予定いたしておりますが、通告書を締め切った時点で、一般質問の日程を調整させていただくこととなります。通告書の受付についてでありますけれども、本日、午前8時30分から受付を開始し、締め切りは午後5時までとなっております。質問の内容につきましては、具体的に記載することになっており、単なる質問項目のみで要旨が記載されていない通告書は受理しない場合もあります。特にご注意をお願いいたしたいと思っております。

次に、地方自治法第235条の2第1項の規定による例月出納検査につきましては、平成24年度普通会計の3月分と平成25年度4月分、平成24年度水道事業会計の3月分と、平成25年度4月分につきまして、同条第3項の規定により監査委員から報告をいただいております。報告書は議会図書室に保管いたしておりますので、ご覧をいただきたいと思っております。

次に、庁舎建設等調査特別委員長より新庁舎の建設及び現庁舎、もとい、移転前の庁舎ですね、総合支所等の機能のあり方並びに公共施設の利活用について、本委員会における調査結果を、会議規則第77条の規定により報告を受けております。

調査特別委員長におかれましては、平成23年3月3日の第1回から、平成25年5月24日の第15回の長きにわたりご協議をいただきました。今回の委員会において、空き施設の活用方針がほぼ示されましたことから、本特別委員会としての調査を終了することの決定をいたしております。長い間、本当にご苦労様でございました。ご報告申し上げます。

次に、慶弔関係であります。元紀伊長島町議会議員の垣内勇氏が、町政の発展と公共の福祉の向上に献身的に努力されたことにより、高齢者叙勲ということで旭日単光章を受けられましたので、ご報告を申し上げます。

次に、地方自治法第121条の規定により、提出案件等の説明のため、あらかじめ出席

を求めたところ、尾上町長はじめ、大和教育委員長、井上監査委員、その他関係課長等の出席がありましたのでご報告を申し上げます。

次に、会議の服装についてであります。議会運営委員会での協議の結果、本年におきましても6月から9月までの会議におきまして、クールビズを実施することに決定いたしました。本会議につきましては、上着を着装することとし、ノーネクタイとさせていただきます。

なお、ワイシャツにつきましては、華美なものは避けることをお願いいたしたいと思っております。

その他、委員会や全員協議会等の会議におきましては、クールビズを実施いたします。また、議員バッジにつきましては、本会議は着けることとし、その他委員会等では義務付けをしないことといたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4

北村博司議長

次に、日程第4 行政報告につきまして町長から申し出がありましたので、許可することといたします。

尾上町長。

尾上壽一町長

皆さん、おはようございます。

本日は、定例会の開催を要請させていただきましたところ、ご出席を賜り厚く御礼を申し上げます。

早速ですが、本議会定例会にあたりまして、3件の行政報告をさせていただきます。

まず、1件目は、公金支出差止等請求事件についてでございます。紀北町立紀北中学校改築事業にかかる平成24年（行ウ）第9号公金支出差止等請求事件におきまして、平成25年6月6日、津地方裁判所で第4回口頭弁論が行われました。その内容は、裁判長から原告・被告、それぞれ提出した準備書面及び証拠説明書の確認が行われました。

また、今回の口頭弁論におきまして、原告側から専門家の意見書が提出されております。

す。この意見書に対して、町といたしましては弁護士と十分協議を行い、専門家に依頼して意見書を提出したいと考えているところでございます。

次回、第5回口頭弁論は、平成25年8月29日、木曜日、午後1時30分から津地方裁判所で開催されますので、ご報告を申し上げます。

議員の皆様におかれましては、6月6日当日、津地方裁判所までご足労いただきまして誠にありがとうございます。

次に、財団法人紀北町開発公社に関することについてでございます。紀北町開発公社の平成24年度収支計算書案につきましては、年度途中の平成25年3月18日開催の平成24年度第4回財団法人紀北町開発公社理事会において説明をさせていただいたところでございますが、平成24年度収支計算書における繰越収支差額といたしましては、499万159円となりましたので、ご報告をさせていただきます。

また、当公社は、平成25年3月31日の存続期間満了により解散した後、4月11日に解散の事項及び町長の私をはじめ11人の清算人就任の登記を済ませておりまして、官報へも3回にわたり解散公告を掲載したところでございます。

今後、当公社より紀北町へ基本財産及び現金の寄附をはじめ清算業務が終わり次第、清算結了の登記を行う予定でございまして、清算結了の登記をもちまして、すべての業務が完了するところでございます。

次に、平成24年度における各会計別の決算額及び繰越額が確定いたしましたので、ご報告を申し上げます。

お手元に配付いたしました資料をご覧ください。

一般会計につきましては、歳入決算額が107億1,923万7,191円、歳出決算額が102億9,896万1,969円、差し引き4億2,027万5,222円が繰越額となり、このうち繰越明許費により翌年度へ繰り越すべき財源1,244万7,910円を差し引いた実質収支は4億782万7,312円となりました。

特別会計につきましては、国民健康保険事業特別会計の繰越額が1億489万4,398円、介護サービス事業特別会計の繰越額は587万7,378円、後期高齢者医療特別会計の繰越額が728万5,786円となりました。

水道事業会計につきましては、収益的収支の収入支出差引額が1,824万6,301円で、このうち消費税相当額の466万4,197円を差し引いた純利益は1,358万2,104円となりました。

資本的収支では、収入支出差引額が2億5,913万8,678円の不足となりましたが、この

不足分を損益勘定留保資金等で補てんをいたしました。

以上、3件をご報告いたしまして、6月定例会にあたりましての行政報告とさせていただきます。以上です。

北村博司議長

以上で、行政報告を終わります。

日程第5

北村博司議長

お諮りします。

日程第5につきましては人事案件でありますため、会議規則第39条第3項の規定により委員会への付託を省略し、直ちに本会議での審議といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

異議なしと認めます。

したがいまして、本案件につきましては委員会への付託を省略し、直ちに本会議で審議することに決定いたしました。

諮問第2号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

まず、提案者から提案理由の説明を求めます。

尾上町長。

尾上壽一町長

それでは、本日、本議会定例会に上程いたしました人事案件につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてであります。現人権擁護委員の紀伊長島区古里1139番地、田中育代氏が本年9月30日をもって任期満了となります。

同氏におかれましては、平成22年10月から人権擁護委員としてご尽力をいただいております。

ります。つきましては、老人福祉施設に長年にわたり勤務していた経験があり、人権について理解のある同氏を引き続き推薦いたしたく、意見を求めるものであります。

人事案件は以上1件でありますので、どうかご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。以上です。

北村博司議長

以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑される方はございませんか。

(発言する者なし)

北村博司議長

以上で質疑を終わります。

北村博司議長

この諮問案件につきまして、議会としての答申を求めるため、ここで10時まで暫時休憩いたします。

(午前 9時 49分)

北村博司議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午前 10時 00分)

北村博司議長

これより、討論、採決に入ります。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(発言する者なし)

北村博司議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

(発言する者なし)

北村博司議長

以上で討論を終了し、採決いたします。

お諮りします。

本件につきましては、適任という意見を付して答申することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

北村博司議長

挙手全員です。

したがいまして、諮問第2号につきましては適任という意見を付して答申することに決定いたしました。

日程第6～日程第10

北村博司議長

お諮りします。

日程第6 議案第35号から、日程第10 議案第39号までの5件につきましては、提案者から提案理由の説明並びに内容説明を求めるため、一括して説明を求めることにいたしましたと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

異議なしと認めます。

したがいまして、議案5件につきましては、一括して提案理由並びに内容説明を求めることに決定いたしました。

それでは、最初に提案者から一括して提案理由の説明を求めます。

尾上町長。

尾上壽一町長

先ほどの人事案件につきましては、適任とのご同意をいただきまして、誠にありがと

うございます。

引き続きまして、各議案の提案理由について、ご説明を申し上げます。

議案第35号 紀北町新型インフルエンザ等対策本部条例であります。新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行に伴い、本条例を定める必要が生じたので、議会の議決を求めるものであります。

議案第36号 紀北町福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例であります。子ども医療費助成の対象者を町単独事業で拡大することに伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたので、議会の議決を求めるものであります。

議案第37号 紀北町国民健康保険条例の一部を改正する条例であります。国民健康保険法施行令の改正に伴いまして、本条例の一部を改正する必要が生じたので、議会の議決を求めるものであります。

議案第38号 損害賠償の額の決定及び和解についてであります。損害賠償の額を決定し和解するにあたり、地方自治法第96条第1項第12号及び同項第13号の規定に基づきまして議会の議決を求めるものであります。

議案第39号 平成25年度紀北町一般会計補正予算（第1号）であります。歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3,785万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ89億4,441万1,000円といたしたいので、議会の議決を求めるものでございます。

以上、5件の議案につきまして、提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、それぞれ担当に説明をいたさせます。何とぞ慎重審議のうえ、ご可決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

以上です。

北村博司議長

以上で、提案理由の説明を終わります。

続きまして、各議案の内容説明を求めます。

まず、議案第35号についての内容説明を求めます。

大谷福祉保健課長。

大谷眞吾福祉保健課長

おはようございます。議案第35号について、ご説明申し上げます。3ページをお願いします。

議案第35号 紀北町新型インフルエンザ等対策本部条例

紀北町新型インフルエンザ等対策本部条例を別紙のとおり制定する。

平成25年6月11日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由

新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行に伴い、本条例を定める必要が生じたためでございます。

本条例の制定の経緯及び概要につきましては、国は病原性が高く、全国的かつ急速な蔓延の恐れのある新型インフルエンザや同様の危険性のある新感染症に対する対策の強化を図り、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響を最小となるようにするため、新型インフルエンザ等対策特別措置法を制定しました。

町はこの特別措置法に伴い、新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされた時は、町民の生命及び健康の保持などを目的に、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進するため、町対策本部に関し必要な事項を定めるものであり、組織や会議及び部について規定いたしております。

続きまして、4ページをご覧ください。

条文に沿ってご説明申し上げます。

第1条では、趣旨について。新型インフルエンザ等対策特別措置法第37条において準用する法第26条の規定に基づき、紀北町新型インフルエンザ等対策本部に関し必要な事項を定めるものとしております。

第2条では、組織について。法第35条により町が実施する当町に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事務等を迅速かつ適切に行うため、対策本部に、本部長、副本部長及び本部員のほか必要な職員を置くことができるとしております。なお、法第35条では、町対策本部の長は町長をもって充てると定めています。

第3条では、会議について。本部長は、対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うために必要に応じ対策本部の会議を招集するとし、国の職員その他町職員以外の者を会議に出席させた時は、出席者に対し意見を求めることができると定めております。

第4条では部について。本部長は、必要と認めるときは対策本部に部を置き、新型インフルエンザ等対策に関する事務を処理することを定めております。

第5条では委任として、この条例に定めるもののほか、必要な事項は町長が定めるとして

おります。

附則として、この条例は公布の日から施行するでございます。

以上で、議案第35号 紀北町新型インフルエンザ等対策本部条例の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議を賜われますようお願いいたします。

北村博司議長

次に、議案第36号、第37号の説明を求めます。

脇住民課長。

脇俊明住民課長

皆さんおはようございます。

それでは、まず議案第36号の内容説明をさせていただきます。

議案書の5ページをご覧ください。

議案第36号 紀北町福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

紀北町福祉医療費の助成に関する条例（平成17年紀北町条例第78号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成25年6月11日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由

子ども医療費助成の対象者を町単独事業で拡大することに伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたためでございます。

現行の子ども医療費助成につきましては、12歳に達する日以降、最初の3月31日までの間にあるもの。すなわち小学生までの子どもの入院、通院にかかる医療費につきまして全額助成をしておりますが、子育て支援の一環としまして、本年9月1日から現行の助成に加えまして、町単独で助成の対象を入院に限り中学生まで拡大して助成をしようとするものでございます。

なお、9月1日からの実施までに拡大部分にかかる助成対象者や、その医療費を把握し、支払いするための電算システムの改修を手がけていくことが必要となりますことから、この実施に伴う費用につきましては、本年の3月定例会におきまして、先にお認めいただいております。

それでは、新旧対照表で説明させていただきます。7ページをご覧ください。

右側が旧、左側が新でございます。

第2条第5項では、12歳を15歳に改めるものでございます。

第5条では、第1項第3号の次に、新たに第4号として、中学生の定義を加えるものでございます。

附則につきましては、平成25年9月1日から施行するというものでございます。

議案第36号につきましては、以上でございます。

脇俊明住民課長

続きまして、議案第37号 紀北町国民健康保険条例の一部を改正する条例につきまして、説明させていただきます。

議案書8ページをご覧ください。

議案第37号 紀北町国民健康保険条例の一部を改正する条例

紀北町国民健康保険条例（平成17年紀北町条例第103号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成25年6月11日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由

国民健康保険法施行令の改正に伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたためでございます。

今回の国民健康保険法施行令の改正につきましては、国民健康保険から後期高齢者医療に移行したものと同一の世帯に属する、国民健康保険の被保険者の属する世帯の国民健康保険の保険料について、既に講じられている当該移行後、5年目までの間の世帯別平等割額の2分の1の軽減措置に加えまして、当該移行後、5年目から8年目までの間におきましても、世帯別平等割額の4分の1の軽減措置を講じることとしたものでございまして、例えて申し上げますと、国保に加入している高齢者のご夫婦の方のどちらかが、後期高齢者に移行した時、つまり75歳になられた時に、国保に残られた配偶者の方は、本来一人世帯とみなしまして、一人分の保険料がかかってくるのですが、こういうケースの場合におきましては、これまで国保の保険料は、所得割3割、均等割、平等割の4つがございまして、そのうちの1世帯ごとにかかります平等割を5年間、2分の1に軽減するもので、6年目からは元の保険料に戻るというものでございました。

今回の改正は、この5年間の2分の1軽減に加えまして、後期高齢者に移行した6年目から8年目の3年間につきましても、平等割の4分の1の軽減が追加されたものであ

りまして、合計8年間、保険料平等割の軽減が受けられることになったものでございます。

それでは、11ページの新旧対照表をご覧ください。

第12条、第15条につきましては、政令番号の追加及び字句の整理でございます。

12ページをご覧ください。第17条につきましては、一般保険者にかかる世帯別平等割額の3年間の4分の1軽減の追加についての改正でございます。

13ページをご覧ください。第21条の2につきましては、退職被保険者にかかる4分の1軽減追加の改正でございます。

14ページをご覧ください。第22条の6は、一般被保険者にかかる後期高齢者支援金分の改正で、第22条の11は、退職被保険者にかかる同様の改正でございます。

15ページの第26条、第34条につきましては、字句の整理によるものでございます。

16ページをご覧ください。附則といたしまして、公布の日から施行し、本年4月1日から適用するもので、第2項は経過措置を定めたものでございます。

以上で、議案第36号及び第37号についての内容説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

北村博司議長

次に、議案第38号の内容説明を求めます。

井谷環境管理課長。

井谷哲環境管理課長

おはようございます。それでは、議案第38号 損害賠償の額の決定及び和解について、ご説明させていただきます。

議案書の17ページをお願いします。

議案第38号 損害賠償の額の決定及び和解について

次のとおり、自動車事故による損害賠償の額を決定し和解する。

記

1. 損害賠償の義務の発生原因となる事実 平成25年4月26日午前10時25分頃、三重県伊賀市内の国道368号菖蒲池交差点において、海山リサイクルセンターの一般廃棄物運搬業務を委託している有限会社尾鷲環境開発の社員が運転する町所有の運搬車が、信号待ちをしていた車列に後方から追突し、相手側3名と車両3台に、負傷及び損傷をさせた。

2. 損害賠償の額 169万7,889円（本賠償のうち下記相手方に対する物損事故分）

3. 損害賠償の相手方 三重県亀山市両尾町83番地1 山田一男

平成25年6月11日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由につきましては、損害賠償の額を決定し和解するにあたり、地方自治法第96条第1項第12号及び同項第13号の規定に基づき、議会の議決が必要であるためであります。

山田一男氏におかれましては、事故当時、三重県伊賀市内の国道368号菖蒲池交差点で、町所有の運搬車が信号待ちをしていた車列の後方から追突し、そのはずみで山田氏の普通乗用自動車に追突、さらに普通乗用自動車は前方の車に追突、山田氏の車の前後に損傷を与えたものであります。

示談交渉を進めてまいりましたところ、損害賠償額169万7,889円で和解の確認をしたものでございます。その内訳でございますが、車両時価155万924円、代車料金11万8,125円、レッカー費用等2万8,840円で、合計は169万7,889円でございます。すべて保険による支出でございます。

以上で、議案第38号 損害賠償の額の決定及び和解についての内容説明を終わらせていただきます。議員の皆様には、大変ご心配いただき申し訳ございませんでした。このような事故が発生しないよう、今後も事故防止のための対策を講じ、再発防止に努めてまいります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

北村博司議長

次に、議案第39号の内容説明を求めます。

工門財政課長。

工門利弘財政課長

おはようございます。それでは、議案第39号 平成25年度紀北町一般会計補正予算（第1号）の内容につきまして、ご説明させていただきますので、予算書の1ページをご覧ください。

平成25年度紀北町一般会計補正予算（第1号）

平成25年度紀北町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,785万2,000円を追加し、歳入歳出予

算の総額を歳入歳出それぞれ89億4,441万1,000円とする。

第2項 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成25年6月11日提出

紀北町長 尾上壽一

内容につきましては、予算に関する説明書で、歳入からご説明いたしますので、6ページをご覧ください。

第14款・県支出金、第2項・県補助金、第5目・商工費補助金は1,079万円を増額し、4,086万7,000円とするものでございます。緊急雇用創出事業臨時特例交付金1,000万円の増額は、起業支援型地域雇用創造事業に充当するもので、地域消費者行政活性化交付金79万円の増額は、地方消費者行政活性化基金事業に充当するものでございます。

第17款・繰入金、第1項・基金繰入金、第1目・財政調整基金繰入金は2,356万2,000円を増額し、2億56万2,000円とするもので、今回の補正の主要財源とするため財政調整基金より繰り入れるものでございます。

第19款・諸収入、第5項及び第6目・雑入は350万円を増額し、5,374万1,000円とするものでございます。長寿社会づくりソフト事業費交付金の100万円は、観光振興推進事業の高速道路延伸関連事業に充当するもので、コミュニティー助成事業助成金の250万円は、文化財保護事業に充当するものでございます。

次に、歳出予算をご説明させていただきますので、7ページをご覧ください。

第2款・総務費、第1項・総務管理費、第5目・財産管理費は201万2,000円を増額し、2億371万4,000円とするものでございますが、本庁舎の屋上フェンスの補強や玄関へのバリカーの設置等に要する経費の増額でございます。

次に8ページをご覧ください。

第6款及び第1項・商工費、第1目・商工総務費は、79万円を増額し、5,048万円とするものでございますが、国の平成24年度補正予算の成立に基づく、地方消費者行政活性化基金事業で、消費者行政の強化を図ろうとするものでございます。

第2目・商工業振興費は1,000万円を増額し、4,973万9,000円とするものでございますが、こちらにつきましても、国の平成24年度補正予算の成立に基づくもので、起業支援型地域雇用創造事業により、地域の雇用創出促進を図ろうとするものでございます。

第3目・観光費は、603万円を増額し、1億6,861万6,000円とするものでございますが、

古里温泉の水中ポンプ及びモーターを修繕するものとして、503万円。観光振興推進事業として長寿社会づくりソフト事業費交付金を活用したチェーンソーアートでつくる紀北の生き物たちの事業費補助金が100万円でございます。

9 ページの第 8 款及び第 1 項が消防費、第 5 目が災害対策費は、207万円を増額し、8,452万3,000円とするものでございますが、道の駅みやまに新設された防災倉庫に搬入する災害資機材等を購入するための経費でございます。

10ページをご覧ください。第 9 款・教育費、第 5 項・社会教育費、第 1 目・社会教育総務費は、583万9,000円を増額し、9,264万1,000円とするものでございますが、当初予算におきまして、町民センターの 2 階と 3 階の改修費を計上いたしましたが、改修終了後に、2 階と 3 階ともに図書室として使用するための備品等を購入しようとするものでございます。

第 4 目・文化財調査費は、250万円を増額し、1,028万4,000円とするものでございますが、島勝浦でのかます祭りに使用するだんじりの修繕のため、島勝だんじり保存会に補助金を交付するものでございます。

11ページの第 6 項・保健体育費、第 3 目・体育施設費は861万1,000円を増額し、7,882万7,000円とするものでございます。昨年度におきまして、東長島スポーツ公園が整備され、本年 4 月から供用が開始されたところでございますが、体育館へのミニバスケットゴールの設置や、暗幕の取替えのほか、テニスコートに土を入れる等、施設をより充実させようとするものでございます。

以上で、平成25年度紀北町一般会計補正予算（第 1 号）の説明を終わらせていただきます。
どうぞ、よろしくお願ひ申し上げます。

北村博司議長

以上で、議案の提案理由並びに内容説明を終わります。

それでは、これから各議案に対する質疑に入りますが、質疑の回数は、議長が宣告した議題につきまして 3 回以内となっております。委員会での審査が十分にできますので、自分が所属される委員会に付託される案件につきましては、大筋の質疑に止めていただき、詳細は各常任委員会で行っていただくよう、ご配慮をお願い申し上げます。

それでは、各議案に対する質疑に入ります。

日程第6

北村博司議長

日程第6 議案第35号 紀北町新型インフルエンザ等対策本部条例を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

松永議員。

12番 松永征也議員

対策本部を設置するという事なんですけども、どのような権限を持って、所掌事務を行うのかですね、総合的な業務という説明がありましたが、もっと具体的にお聞きをしたいと思います。

北村博司議長

大谷福祉保健課長。

大谷眞吾福祉保健課長

ご質問にお答えいたします。この対策本部なんですけども、これは設置される時は、緊急事態宣言がなされた時に設置されます。その緊急事態宣言というのは、区域を定められるわけなんですけども、基本的に都道府県単位で発令されることになっております。その場合に本部を設置すると。

それで、どういう業務を行うかといいますと、新型インフルエンザ等対策の総合的な推進、まずそれが1点です。それから、市町村で実施することとしてですね、新型インフルエンザ対策の情報を事業者とか住民に適切にお伝えすると。それから、次が新しい項目なんですけども、住民に対する予防接種を実施すると。ワクチンがあれば、住民の方に効率よく予防接種を行うと。

それから、住民の生活支援ですね、それから地域経済の安定、そういうことを司っていくこととでございます。本部を設置するということとでございます。以上でございます。

北村博司議長

松永議員。

12番 松永征也議員

この条例のね、名称にもですね、新型インフルエンザ等となっております。その等に

ついてはどのようなものをさすんか、お聞きします。

北村博司議長

大谷課長。

大谷眞吾福祉保健課長

お答えします。新型インフルエンザ等の等なんですけども、これはこれまでの言われている新型インフルエンザですね、人から人へ感染する、鳥インフルエンザが鳥から人やなしに、人から人へ感染する新型インフルエンザですけども、現在ではH5、N1、これが人から人へうつった場合は、この新型インフルエンザというふうに規定されます。

それから、2点目に、サイコ型インフルエンザというのがあるんですけども、かつて世界的に流行して、多くの方が犠牲になった、例えばスペイン風邪、アジア風邪、香港風邪、そういうものですね。それからソ連風邪、そういうものが再び流行したら、私たちは免疫を持っておりません。そういう時の流行るといふか、それがサイコ型インフルエンザと位置づけられております。

それから、3点目で新感染症です。インフルエンザと同様の感染が強くて、私たちが免疫を持ってないと。なおかつ治療方法もなく、それから薬もワクチンもないと、現在、想定されているのは、サーズですね、コロナウイルスによるサーズ、それから中東で少し発生をしておりますけども、マーズ、こういうものが含まれております。

1に新型インフルエンザ、2にサイコ型インフルエンザ、3に新型感染症、こういうものが等というふうになっております。以上でございます。

北村博司議長

よろしいですか。

それでは、ほかにご質疑ございませんか。

瀧本議員。

5番 瀧本攻議員

非常に人のね、グローバルになって人がたくさん入ってくると。それで、新しいインフルエンザですね、インフルエンザといっても風邪ですね。国が決定しなければ、地方自治体はできませんね。だから、国が決定する時間をどれぐらいとみとるのか。新たなじゃないんです。今までのやつより、また新たなやつが出てくるかわからん。その辺のところどういうふうに把握されているのか。

北村博司議長

大谷課長。

大谷眞吾福祉保健課長

ご質問にお答えします。政府はですね、政府対策本部というのをつくるわけなんですけども、外国で発生した場合は、対策本部を設置します。その場合にですね、いろいろと情報の収集を行うんですけども、国内で発生した場合には、基本的対処方針等諮問委員会というのを、内閣総理大臣の下、対策本部長の下につくります。その諮問を受けて、決定されるわけなんですけども、それはもう迅速に行うというふうに位置づけられています。

それで、仮に緊急の場合は、それを行わなくても発令するというふうになっております。時間的には、まだ想定できませんけども、速やかに行うということで位置づけられています。以上です。

北村博司議長

よろしいですか、再質問よろしい、再質疑は。

瀧本議員。

5番 瀧本攻議員

結局、お役人さんの言葉で、迅速とか速やかしておっしゃるんですね。それにやっぱり、迅速というのは、警察やったら1週間、速やかというても3日ぐらいやね。だから、言葉の遊びじゃなくて、やっぱり日にちを限定せないかんね。それ出してくるのに、学者の意見も要るでしょうけども、近々の課題でですね、こういう新たなインフルが出た。これは我々自治体から言うことはできませんけども、やっぱり町長もですね、三重県の町村会もありますんでですね、国にですね、そういう速やかとか、迅速だとかね、非常に曖昧な言葉ですね。文学のその本だったらええよ、だけど、こういう具体的な例についてですね、もうちょっと1週間以内とか3日以内とか、できないときありますね。お医者さん、お医者さんって研究者に、細菌の研究者にですね、どういう対応するかね、ワクチンのない場合もある。

だから、速やかとか迅速とかですね、特に第1セクターでよく使われるわけですよ。その辺のところをある程度、何日ぐらいというふうに、町長ね、町村会へ行ったら、それお願いしますわ。以上です。

北村博司議長

質疑してください。今の要望のようですから、お願いしますと。最後締めくくられた

んで、再発言してください。

瀧本議員。

5番 瀧本攻議員

議長の指摘ありましたので、要望ということでも、その辺のところを町村会でもんでいただきたい。もんでください。日本用語の非常にええところであって、悪いとこ。先ほど私、言いましたように、文学本だと非常になめらかでいいですよ。だけど、こういうことはですね、人命に関わることだから、何日以内という意味の、3日以内か、1週間以内か。できない場合は、こうこうでできないというふうに、だから、そういうことをどういうふうに町長は考えられておるんかということで、質問をさせていただきます。

北村博司議長

尾上町長。

尾上壽一町長

議員の趣旨は十分把握いたしましたので、町村会等でもですね、そういったものが示せるのであれば、示していただきたいとお伝えします。

北村博司議長

よろしいですか。

ほかに質疑ございますか。

(発言する者なし)

北村博司議長

なければ、以上で質疑を終わります。

日程第7

北村博司議長

日程第7 議案第36号 紀北町福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑をされる方はございませんか。

(発言する者なし)

北村博司議長

以上で質疑を終わります。

日程第 8

北村博司議長

次に、日程第 8 議案第37号 紀北町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

松永議員。

12番 松永征也議員

この改正はですね、後期高齢者へ移行した世帯、特定世帯ですか。これまでは5年間2分の1の平等割を軽減していたと。それを6年から8年まで、あと3年間延長するということですよ。それで、5年、2分の1プラス3年間については4分の1という説明であったかと思うんですけど、この軽減によってですね、財源が必要になってくるわけなんですけども、どこの負担になるのかをお聞きしたいわけなんですけど、国の施行令の改正によってね、行うわけなんで、国が負担するという事ではないんかと思うんですが、その辺をお聞きしたいと思います。

北村博司議長

脇課長。

脇俊明住民課長

失礼します。国の負担であるというふうには、ちょっと聞いたと思うんですが、確かなことはしません。今、ようお答えしませんので、申し訳ないです。

北村博司議長

よろしいですか。ほかにご質疑ありますか。

質疑ありませんか。

(発言する者なし)

北村博司議長

以上で、質疑を終わります。

日程第9

北村博司議長

日程第9 議案第38号 損害賠償の額の決定及び和解についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑される方はございますか。

玉津議員。

8番 玉津充議員

8番。これの損害賠償の額169万7,889円なんですが、これは括弧書きで本賠償のうち、物損事故の部分というふうに書かれてあるんですが、これ以外にですね、まだ賠償額が発生するものについて、質疑したいと思います。どういう賠償が出てくるのでしょうか。

北村博司議長

井谷課長。

井谷哲環境管理課長

質問にお答えいたします。これ物損事故の関係で、この169万7,889円、それで人身の関係もございますので、後で専決処分のところが出てきます。その部分の2件、この山田さんに関してはその2件分でございます。以上です。

北村博司議長

ほかに質疑ございますか。

川端議員。

15番 川端龍雄議員

この全体的なこの件に関しては、特別あれやないんですけど、全体的にね、やはり事故が多すぎるんですわね。たえず同じことを釈明して、また繰り返し、この事故も違う事故の問題のときに、これは発生しておる事件で、町長これ具体的な対策というんか、ひとつやっぱり試みんと、たえず同じようなご答弁で、いつもしておるわけで、やはり

保険関係でもかなりこれも上がってきておるとは思いますけどさね、根本的にちょっと町長これに対しての考えを、撲滅とまでいかなくても、やはりうんと事故を軽減するようなね、ここでしていただかんと、町長もご存じのように大変多すぎるとは思いますんでさね、なんかお考え示していただけませんかね。

北村博司議長

尾上町長。

尾上壽一町長

おっしゃるとおりでございます。私もですね、度重なって、本人にも注意しておりますし、そういった部分を課長会議でもですね、伝えております。そういった中で、セーフティドライバーのことをやったりですね、あと今までなかったような本人並びに課に一定のものを科すという、そういう委員会もつくりました。そういうことでやっているんですが、そういう中で、これはたまたま外部というか、委託先なんですけども、そういう中でもなくなってないのが、議員のご指摘のとおりでございます。それをですね、より一層、総務課になるんかね、基本的には。そういうところで引き締めてですね、やっていくしかないということですね、勿論、事故を起した本人は、そういった講習へも行かせたり、いろいろやっているんですが、いかんせん議員ご指摘のとおりでございますので、これからもですね、毎回、議員の皆さんからご指摘いただいておりますので、より一層努めるということしかないのかなと思っております。

そういった中で少し話できるかな、そういう委員会の話とか、ちょっと少し総務課長のほうからお話させていただきます。

北村博司議長

町長、今の話、一定のものを科すという、非常に曖昧な表現で、ちょっと明確に補足してください。

尾上町長。

尾上壽一町長

その点をですね、総務課長のほうから少し説明させていただきます。

北村博司議長

総務課長。

堀秀俊総務課長

お答えさせていただきます。大変事故が多いというご指摘で、申し訳ございませんが、

今、町長がお答えしましたように、庁舎内にセーフティードライブ推進チームというのを平成19年度に設置しまして、お互いの課からですね、それぞれの課から代表が出てきてまして、どんなふうにしたら事故を減らすことができるのかということで、ずっと話し合ってきております。

例えばですね、その中で車のですね、紀北町と町名を大きくしたほうがいいのか、それから、出かける時には必ず事故に気をつけてという一声かけるとか、それから、車の中に交通規則をきちっと守って、安全ドライブせえというシールを貼ったりとか、そういうことをやっておりますし、それから最近、特に多いということもありませんで、先ほどちょっと町長が罰則といたしましたが、軽微な事故でありましても、例えば、物損事故で、相手がない場合であっても、その状況によりまして、連帯責任を科すといえますか、庁舎の清掃ですとか、いろんな罰則をですね、課全体で行うと。それによつてですね、それを見たほかの課がですね、やっぱりお互いに気をつけようというふうに、気持ちがありますね、段々交通安全に対して前向きな努力というのができるということで、そういうことにも努力をしております。

大変度々重なりますんで、申し訳ないんですが、庁舎内としましても、一丸となつてそういった対策を講じておりますので、どうかご了解いただきたいと思います。

北村博司議長

川端議員。

15番 川端龍雄議員

今、総務課長から課全体で罰則っていうんか、そういうこともするって、それ1つの進歩っていうんかね、試みと思います。今までやはりね、安易な事故がね、バックするのには後ろ見やんと当てたとか、バンパーやなしにドアあけて、またなつたとかさね、安易な事故が多すぎたもんですからさね、今、総務課長のご答弁で、是非そのように厳しくというより、当たり前のことをね、守っていくようにさね、そうしていただきたいと思ひます。

北村博司議長

尾上町長。

尾上壽一町長

おっしゃるとおりですね、そういった小さな事故が多いのも事実です。一生懸命取り組んでまいりますので、ご理解をいただきたいと思います。

北村博司議長

ほかに質疑される方はありませんか。

よろしいですか。

(発言する者なし)

北村博司議長

以上で質疑を終わります。

日程第10

北村博司議長

次に、日程第10 議案第39号 平成25年度紀北町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

なお、質疑につきましては、分割審議は行いません。

歳入歳出について、一括質疑となります。

これより質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

平野隆久議員。

13番 平野隆久議員

それでは、歳出部分の商工費と教育費について、4点お伺いします。

まずページ数は8ページの商工費の2目のところですけども、これは起業支援型地域雇用創造事業、これは県補正で100万ということなんですけども、この内容について少し詳しくどういうふうな使い方をするのか、説明をお願いします。1,000万、ごめんなさい、1,000万ですね、1,000万どのように使い方をするのか、内容について説明を求めます。

2点目は、3目の観光費で修繕料ですね、500万出ています。503万出ていますが、これは温泉施設管理事業運営事業費ということで、修繕料。この修繕料の内容についての答弁を求めます。

あと、3点目なんですけども、観光振興推進事業で100万ということで、チェーンソーアートということなんですけども、この財源についてはそのほかで100万なんですけ

ども、このそのほかの、どういうふうな財源を用いているのかについて求めます。

あと4点目、教育費11ページですね。これは先ほど財政課長の答弁で、説明で、土を入れるという説明があったと思うんですけども、この土はこのスポーツ公園に入れるのか、これについては4月に完成されて、供用開始が始まっているんですけど、ここに改めてまた土を入れるということで、理解してええのか。これについての答弁を求めます。

北村博司議長

これはテニスコートって言うたんです。

13番 平野隆久議員

テニスコート、テニスコートね。わかりました。そうしたら、それは結構です。

じゃ、商工費の3点についての答弁を求めます。

北村博司議長

商工観光課長。

濱田多実博商工観光課長

お答えいたします。まず1点でございます。起業支援型の雇用創造事業の内容でございますけども、これはご承知のようにですね、国の補正予算によりまして、雇用対策のために講じられたものでございまして、条件といたしましては、起業10年以内の企業等ということで、企業、株式会社とかNPOであるとか、個人に対しましてですね、地域資源を活用した新しい製品、それから新サービスの開発、そういった、それから販売の開拓、それから新たなビジネスモデルの構築等、地域に根ざした企業に資する活動に対して、地域雇用創造という、創造いわゆる雇用の場をつくっていただくということをする企業に対して、コンペ方式でですね、いろいろ提案をいただいた上で、補助をしていくというふうなことでございまして、今のところ2件程度、予定をしているところでございます。

続きまして、修繕費のことですけれども、この修繕料につきましては、古里温泉のですね、ポンプそれからモーターがですね、故障をいたしました。4月12日にですね、実は不具合が生じておりまして、源泉を汲み上げられない状態でした。それでですね、原因を調査しましたところ、ウォーターシールド部分といたしまして、モーターにですね、本来水が入らないようなシールドの部分がございまして、そこがですね、そこに水が入っていたということでございまして、それをですね、修繕をさせていただいたものでございます。内容といたしましては、修繕ということで、既存の予算で

対応させていきました。今回お認めいただきましたら、それに振り替えさせていただきたいということで、もう既に修繕は終わっているところでございます。

それから、チェーンソーアートの財源等についてでございますけども、これは宝くじ助成という助成をいただいているところでございます。具体的にはですね長寿社会づくりソフト事業の交付金ということで、宝くじの助成ですね、これはですね、地域医療等振興自治宝くじ、通称レインボーくじと言われるものの収益を財源といたしまして実施する事業でございます。以上でございます。

北村博司議長

平野隆久議員。

13番 平野隆久議員

2番目の修繕料ですね、温泉に関しては、何年か前から湧出がちょっと落ちて、ヌルヌル感もないしという話がされていたんですけども、今回そのモーターへ水が入る部分ではない水が入っているということなんですけども、それはその水によって、やはり湯質が変わっていたということで理解していいのか。

またこれが直ることによって、本来の湧出を戻せるのか。その点についての再答弁を求めます。

北村博司議長

商工観光課長。

濱田多実博商工観光課長

まず先ほどの説明の中で、1つ訂正をお願いしたいと思います。起業支援型の地域雇用創造事業につきましてですね、私、補助と申し上げましたけども、これ委託ということで、そういうことでございます。

それからですね、温泉の成分のお話でございますけども、議員おっしゃるようにですね、今年の3月まではですね、非常にヌルヌル感がないようなお風呂ということで、原因等については、ちょっと不明でございましたけども、今回、このポンプを直す以前にですね、昨年度の事業の中でですね、配管をですね、直させていただきました。その配管はですね、いわゆるシャワー用の給湯するためのもので、いわゆる水道水ですね、水道水を温めて、それからシャワーに使っていただくようにするところがですね、割れていたということで、そこからですね、これ恐らくでございます。確定したものではありませんけど、漏れていたものがですね、温泉の源泉の中に入っていったのだろうとい

うことを思います。

今回、それを直した後ですね、ヌルヌル感が戻ったということになっておりますので、原因としては恐らくそういうことかなというふうに思っているところでございます。以上でございます。

北村博司議長

平野隆久議員。

13番 平野隆久議員

最近のね、お湯に入られる方も、結構なんか前に戻ったんじゃないかということも言われています。その原因については、今後ともね、また違う湧出が下がるようでしたら、またね、再度考慮してもらったらいいと思いますけども、まあそういうふうになったらいいと思います。

あと本来そのこのね、修繕料に関しては急きよということで、事前に修繕されたという説明を受けたんですけど、本来でしたらね、やはり予算が通ってから、修繕ということだろうと思うんですけども、これについては委員会等でもね、また詳しく話が出ると思うんですけども、本来でしたら、これは予算が通ってから修繕すべきだと思うんですけど、その点についての答弁を求めます。

北村博司議長

商工観光課長。

濱田多実博商工観光課長

大変申し訳ございませんでした。今回はですね、急きよ、こういうふうな事態が発生したということでございますので、いわゆるお客様にですね、御迷惑がかからないようにということで、急きよさせていただきました。大変申し訳なかったと思います。今後ですね、このようなことをあらかじめ想定いたしまして、事前にですね、そういったことを察知できるような体制をとっていきたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思っております。

北村博司議長

ほかに質疑ございますか。

瀧本議員。

5番 瀧本攻議員

歳出のですね、総務費、7ページなんですね。201万2,000円、これをですね、委員会

でもまれると思うんですけども、4月の低気圧の突風で倒れた屋上フェンスの補強と、本庁舎と隣接する東長島公園施設の水道量水器の整備とあるわけですよ。これ2つの答弁をお願いいたします。

それから、今、平野議員が質問されたんですけどね、前に、地方消費税活性化で79万、これは新しい事業ですね。これ一体具体的に、これおそらくパンフレットなんかと思うんですけど、何のためにつくるのかということと。

2の商工振興費の中の1,000万ですね、起業。これはいわゆる設備に出しているのか。人材を雇った人に出るのか。それと今ですね、ジョブセンターが四日市にあります。そこで35歳以下の人を雇用した場合にはですね、年間180万、2年間あります。それで、その後で、3年目から50万あります。4年目50万あります。それとのドッキングはできるのかどうか。

先ほどの温泉施設の件についても、再度、これは当初いわゆる管理費がですね、2,847万4,000円計上されておりました。そのうち修繕費として40万計上されておったわけですね。それでそういう900mか90mかしらんけども、水中ポンプがいかれたということで、503万を計上されています。だからこの503万についてですね、あとで詳細がほしいですね。これ地元でこんなことできる人たくさんおるわけでしょう。水中ポンプなんか。

先ほど平野議員が質問なさったときに、2,847万4,000円の当初の管理費の予算を先に流用して、ここでみとってもらってするということでしょう。それはおそらく条例でなつとると思うんですが。

それとその観光振興事業費の高速道路の延伸で100万ありますね。これはいわゆるチェーンソーでつくってある、元返しかなんか知らんけど、そのことだと思うんですけども、その辺の確認を、答弁をお願いいたします。

北村博司議長

財政課長。

工門利弘財政課長

まず総務費のほうについて、ご答弁申し上げます。まず本庁舎屋上のフェンスの補強事業ですが、4月7日の強風で、LEDとともにフェンスが18mほど倒れたということなんですけども、これにつきましては、大きなナイロンが飛来しまして、それがですね、そのLEDにひっかかって、そのLEDを倒す時に、フェンスも一緒に倒してしまった

という推測をしております。風、強風だけであればですね、そのような倒れることはなかったと思うんですが、ナイロンのシートが、その後、東長島公民館のほうの電柱にひっかかってとまって、中電さんのほうに処分していただいたんですけども、そういったものがあつたと。ただ風だけでは倒れないものですけども、一応また同じようなことがあつてはいけないということで、その補強をしたいということでございます。

そしてLEDのほうはですね、今もついておるんですが、3基あつて1基だけなんですけども、ついておるんですが、そのカバーの部分が少し割れましたので、その部分だけ修繕いたします。フェンスのほうはですね、職員のほうで修繕いたしましたので、今はそのまま元通りになおっておりますが、それを補強するというところでございます。

それから、もう1件ですね、本庁舎の量水器の取付事業、すいません。先ほどのフェンスが、補強事業が55万9,000円ですね、すいません。それからLEDの関係が50万5,000円ということになっております。それでですね、あと量水器の取付事業については、29万4,000円の経費を計上いたしておりますけども、こちらにつきましては、この4月ですね、東長島スポーツ公園ができてですね、いまご承認していただいておりますけども、実は量水器が1つしかなくてですね、庁舎とその東長島スポーツ公園と、一つの量水器で賄っております。ただ今後ですね、経費等、どれだけ要るかといった分析とかですね、決算にあたりまして、やはり正確なものを把握していくべきだろうということで、新たにですね、量水器を1器設置しまして、庁舎は庁舎、それから東長島スポーツ公園、生涯学習施設ですね、そちらのほうはそちらのほうで、経理できるように量水器を1器取り付けするものでございます。以上でございます。

北村博司議長

商工観光課長。

濱田多実博商工観光課長

まず、町消費者行政活性化基金事業の、事業の内容でございます。これにつきましてはですね、いわゆる市町村がですね、いわゆる相談窓口ということでの開設をさせていただくことと、それから住民の方への周知ということで、その事業に使うものでございまして、1つは研修会等への参加旅費、それから消費者関連の啓発、リーフレットの印刷費用ということでございます。

それから起業支援型地域雇用創造事業の1,000万の、何に対してということでございますけども、基本的には人を雇っていただくということでですね、その費用が2分の1

以上必要ということが条件になります。例えば設備等につきましては、基本的にはリースとか、そういった形でそれをいわゆる充当するという形になります。

それから、ジョブセンターとの関連ということでございますけども、この起業支援型の地域雇用創造事業につきましては、この事業が終わったあともですね、基本的に継続して雇っていただきたいということでございまして、いわゆるふるさと雇用再生事業のような形になろうかと思えます。仮にそれで継続して利用した場合は、1年目が50万円の補助が出るということで聞いております。

それから、温泉施設の修繕でございます。その内訳でございますが、水中ポンプのこれを新たにしますものでございますけども、256万9,000円、それからモーターが33万6,000円、それからシールセクション、これは水が入らないようにする部分ですね、それが182万円、そのほか運送費等を含めまして503万ということでございます。

それからチェーンソーアートの内容でございますけども、議員おっしゃられたようにですね、ヒノキを使っているいろんなアート、紀北町に住む生き物ということでのテーマですね、そのプロを呼んでつくるということでございますけども、今回はきほく燈籠祭の際に、そのイベントとして同時で開催して、できたものを高速のインター線に置くというふうな計画になっております。以上でございます。

北村博司議長

瀧本議員。

5番 瀧本攻議員

総務課長のね、金額的なことで、おっしゃったのは55万9,000円とLEDが50万5,000円、それから水道器ですか、29万4,000円、数字が合わないんですね。足しても、ざっと計算しても130万円ぐらいですね。その辺の金額の合わないのを答弁を求めます。

それから起業家支援のいわゆる1,000万ですね。大体2社とおっしゃってございました。その設備にくれるのか。人件費にくれるのかということの説明がございませんでした。

それと、その水中ポンプを入れたのは、90mか900mというのやけど、何mのところへ入れたのかということですね。その辺のところ。

北村博司議長

財政課長。

工門利弘財政課長

すいません。先ほどですね、ご質問あったところのみ、私数字を答えましたので、え

らい合計が合わないということで、追加してご説明を申し上げます。先ほどのですね、それ以外にですね、本庁舎玄関がですね、バリカーという車止めなんです。アルファベットのUの字を逆さにした形のものなんですけども、こちらを設置するのにですね、14万2,000円を見込んでおります。これはですね、お客様がですね、正面玄関をですね、真っ直ぐが出入口とよく間違えられるということで、またその前にはですね、コンクリートがあってですね、つまりくと危ないということで、今回急ぎよですね、予算化させてもらいました。実は玄関は左右から入るようになっておるんですが、それがちょっとわかりにくいということで、バリカーを設置すれば、そこが玄関ではないというのがわかっていただけるかなと、今までいろいろ矢印したりですね、そういったので工夫してきましたが、それでも今でもですね、まだ間違えることがあるということで、やっぱり根本的に変えやなだめだということで、バリカーの設置に14万2,000円を計上しております。

それからもう1件なんですけども、この本庁舎のですね、元プールがあったところといますか、玄関から見て右側のほうにですね、元プールがあったところに、職員の駐車場がございます。その手前にですね、浄化槽があるんです。それでその浄化槽はですね、法定点検を行っておるんですけども、そこに水道がないためにですね、この本庁舎から約50mほどですね、ホースを引っ張ってその都度、ご不便を業者の方にかけておるといった状況なんです。

それでですね、これでは不便だろうということで、いろいろ検討してみたんですが、実はプールがあった時にですね、使用していた井戸がございまして、その井戸はいま現在使っていないんですが、浄化槽の清掃であれば、その井戸の水でですね、十分対応できますので、その井戸からですね、その浄化槽の近くまで水道をもってくるということで、その設備の設置事業が51万2,000円でございます。これらは全部すべて合わせますと、201万2,000円となるということでございます。

金額だけ再度確認します。55万9,000円ですね、それから50万5,000円、それから先ほどバリカーで説明したのが14万2,000円、よろしいでしょうか。そして、量水器の設置に29万4,000円、それから、先ほどの井戸水を使用する設備の設置事業に51万2,000円でございます。それら全部合わせますと、201万2,000円という数字になると思います。ご確認をお願いします。

北村博司議長

商工観光課長。

濱田多実博商工観光課長

起業支援型地域雇用創造事業についてでございますが、基本的には人件費に対する補助、委託という形になりますけども、その事業するにあたってですね、必要な消耗品であったり、あるいは設備については、もし必要であればリースという形で使った場合に、それは委託の費用として認められるということでございます。

続きまして、温泉の深さについてでございますけども、温泉の深さについては、960 mのところから現在汲み上げをしているということでございます。以上でございます。

北村博司議長

瀧本議員。

5番 瀧本攻議員

総務課長から説明がありました、そのフェンス、LEDですね、これは保険の対象になったかならなかったかという答弁と。それから、財政課長、ごめんなさい、財政課長。

それから商工課長ですね、この人件費2分の1というのはですね、一人当たり幾らかさ、こんなもん民間のですね、民間がジョブセンターへ行ってですね、雇えばですね、補助金ついてきますよ。だから、そういうことも商工会も研究してない、何も。県に労働省があつてですね、そこにですね、商工課の担当者がおるわけです。それがばらまっとるわけです。今、35歳以下のいわゆる就職率が悪いから、四日市にジョブセンターもつとるわけですね。だから、そういう仕事のね、ことについて、もうちょっと職安だとか、県のその担当者だとかいうような、これ幾ら最高、一人当たり幾ら最高になるの。2分の1、例えば30万もらう人はですね、15万やるということ。その辺のいわゆる具体的などこの説明をお願いいたします。

北村博司議長

財政課長。

工門利弘財政課長

すいません。LEDの部分でですね、少し詳細をご説明させていただきます。強風によって倒れた時にですね、LEDの照明部分のカバーが破損しました。そのカバーの分だけは15万1,000円かかると見込んでおるんですが、これの半額がですね、保険のほうで対応できるというふうに見込んでおります。今は財源としては上げておりませんが、また確定いたしましたら、財源更正をさせていただく予定でございます。

そして、またその残りの35万4,000円につきましては、今のLED、3基あるといたしましたけども、支柱も3本あります。それが今のフェンスに引っ付いて設置しておる状態ですので、もうこれをフェンスから完全に切り離します。そして、それぞれのLEDの支柱をですね、それぞれで補強すると。もうフェンスとは完成なしに補強するという補強工事も入っております、それが35万4,000円です。保険対象になるのは、先ほどいったカバーの部分、15万1,000円の半額ということで、保険対象は半額ということでございます。以上です。

北村博司議長

商工観光課長。

濱田多実博商工観光課長

お答えいたします。この事業につきましては、先ほど私の申し上げましたのは、2業者程度ということで考えておりました、事業費は1つの業者で約500万程度を想定しております。そのうちですね、国の一応考え方では、基金、国の予算を取る段階ではですね、人件費が約250万ということで、それに事業費を合わせて1事業当たり500万程度ということで考えております。人件費につきましては、提案いただいたものでですね、採用になれば、その額というのは特に定めてはございませんが、事業に見合った人件費がですね、あればそれはすべて委託の中でお支払いするという形になります。以上でございます。

北村博司議長

ほかに質疑ございませんか。

松永議員。

12番 松永征也議員

歳入の6ページなんですけどもね、財政調整基金の繰入、取崩しですね、2,300万円ほど行っておりますけども、今年度の予算はですね、総額では昨年と比較してもね、10億以上減っておるわけです。そのような中でね、この財源不足やということで、財調を取り崩しておるわけなんですけども、いよいよ町財政もですね、逼迫してきているのではないかという危惧をするわけなんですけど、いかがですか。

北村博司議長

財政課長。

工門利弘財政課長

確かにですね、昨年度、平成24年度は100億を超える一般会計予算がございました。ただそれはですね、この本庁舎移転、それから紀北中学改築という大型事業があつてですね、100億円を超えたわけでございます。またその大型事業についてはですね、いろいろ起債とかですね、あと補助金とか、またこの本庁舎移転については、多少の基金もございまして、そうしたものを使って行う事業でございますから、一般財源の部分はその10何億という、事業費としては大きな額になりますけども、一般財源としては少ない額で済んだというのが実情でございまして、予算規模に合わせてこの財政調整基金の取崩しが多いとか、少ないとか、それは必ずしも比例しないものだと考えております。

それでですね、今回は取崩しだけを上げておりますけども、当初、取崩しで1億7,700万円取り崩すということで見込んでおりまして、今回の1次補正におきましては、2,356万2,000円。そして、また追加議案ありましたら、またその部分を追加することになるわけなんですけども、必要最小限の事業を起こすということで、その財源に財政調整基金を使わせてもらっております。

勿論ですね、これからもですね、松永議員さんが言われましたように、28年度から合併算定替えが徐々に減らされます。それから、まだ地方財政にとって厳しい時代がまたくるものと思っておりますので、大事に使わせていただきますけども、使うべきところは今回のように取り崩させていただいて使うと。そしてまた、繰越金等あればですね、積み立てるように努力しているということでございます。以上です。

北村博司議長

松永議員。

12番 松永征也議員

今回のね、補正予算を見ますとですね、施設の維持管理費が約4割ほど入っておるわけですね。この維持管理費については、義務的経費でありましてね、後年度にも負担が伴うものであるわけなんですけども、維持管理費をですね、財政調整交付金を取崩して全額やるということについて、ちょっと疑問を持つわけなんですけども、この施設の維持管理費についてはですね、原則ね、特定財源いわゆる使用料をできるだけ充てるように、心がけていかなければいけないんじゃないかと。中には特にですね、この温泉施設なんかも入っていますけどね、そう思うわけなんですけど、いかがですか。どのように予算編成されておられるのか。

北村博司議長

財政課長。

工門利弘財政課長

今もご意見ございましたけども、温泉施設等、確かに今回そういったものの財源にですね、財政調整基金を見込んでおります。ただ、歳入のほうで例えば使用料とか、そういったもので賄えたら、それは当然一番良いことなんですけども、なかなか突発的な故障とかですね、そういったものについては、ちょっと対応できないのが現状でございます。

そして、また本庁舎のこの修繕につきましても、1月からこちらへ移ったばかりでございますけども、やはり使用中で、お客様にとって危険だとか、それからここは改善したほうがお客さんが迷われる場所だとか、そういった意見をドンドン取り入れてですね、やっぱり改修すべきところは改修していかんと、事故等にもつながることになりますので、これを簡単に財政調整基金を充てたわけではありません。その中で一番効率のよいですね、効果的な方法として事業を、歳出を立ち上げてですね、それでその部分に充てたということでございまして、その点ご理解のほうよろしく申し上げます。

北村博司議長

よろしいですね。

ほかにございますか。

玉津議員。

8番 玉津充議員

私も7ページのですね、財産管理費の修繕費の201万2,000円なんですけど、先ほど瀧本議員のほうから細かい質問がありましたんで、その辺は理解できたんですけどね、庁舎が新しく1月にできて、まだ半年なのですね、修繕料がなんで200万円も発生するのかなというふうに疑問もって質疑しようと思っておりました。

いろいろ課長だとか、今の答弁とか質疑を伺いまして、よくわかったんですが、ただ修繕費という名目でいきますと、その玄関部分の車止めとかですね、スポーツ公園用の水道量水器ですか、これの設置なんかは、修繕費には当たらないんじゃないかと思うんで、その辺の解釈で修繕費がいかにも多いように感じられると思うんです。それで、その辺の表現はいかが、適切なんかなということが1つと。

もう1つは、スポーツ公園用の水道量水器ですか。これの設置なんだから、これは庁舎の管理事業ではなくって、11ページのですね、体育施設費ここでもですね、修繕費と

か、備品購入とかありますよね、こちらのほうの予算になるんじゃないかと、私は思うわけですが、その辺の解答をお願いします。

北村博司議長

財政課長。

工門利弘財政課長

失礼します。修繕費でない方が良いんじゃないかというご意見なんですけども、私も庁舎全体を見てですね、ここはお客様が迷われる場所だとか、危険な場所だとか、そういうものをですね、庁舎全体を見まして、ここの部分を修繕しなければならないということで考えておりました、それで、各種修繕費ということで計上させていただきました。庁舎全体の手直しということであれば修繕ということで、間違いはないと認識しております。

それから、先ほどの量水器の件なんですけど、確かにですね、生涯学習施設とこの庁舎を分けるということでございますが、本来ですね、最初からですね、その部分は分けて設置すべきだったのかもわかりません。そういった意味においてはですね、ここにも量水器を付けて生涯学習施設にも付けるというのが、良かったんでしょうが、それが量水器1本での完成ということになりましたので、後々ですね、いろいろこの半年間、庁舎を点検する中でですね、やはり按分するよりも、本来使うべきものは幾らかというのが、わかったほうが、後々にもいいということでですね、今回、量水器を設置したわけなんですけど、庁舎移転事業の中で、それはすべきじゃなかったのかなというのが思いでございます。そのために、総務費のほうで、今回の量水器は取り付けます。そして、量水器が2つになってですね、生涯学習施設のほうの量水器については、勿論水道代はそれら生涯学習課で払っていただくということになりますが、今回の量水器は庁舎の整備の一環ということで考えていただきたいというふうに思います。以上です。

北村博司議長

玉津議員。

8番 玉津充議員

今、課長が述べられましたのですが、私としては理解できん部分があります。それというのは、いわゆる安全性の向上だとかですね、そういうために修繕するんじゃなくて、向上するためのですね、いわゆる改善なんですよね。そういうものも含めて修繕費として、処理することについては、私個人としては疑問に思います。

それから、今のやはり体育施設の量水器ですから、体育施設のほうの予算に載せるべきじゃないかなというふうに思います。あくまで反論されるのであれば、見解の違いということになるでしょうけど、私はそういうふうに思います。いかがでしょうか。

北村博司議長

財政課長。

工門利弘財政課長

すいません。今のご意見をいただきまして、私ども今回、私が先ほど申し上げたような理由で修繕費として上げさせてもらいました。ただ今ですね、玉津議員さんから言われたことも、それも確かにそのとおりだと思いますので、今後またいろんな面ですね、お客様の不便をおかけしているとか、そういった面については、どんどん直していこうというふうに考えておりますので、またその際にはですね、玉津議員の言われたご意見を参考にさせていただきまして、予算計上に当たっていきいたいというふうに思っています。以上です。

北村博司議長

よろしいですか。

ほかにございますか。

(発言する者なし)

北村博司議長

なければ、以上で質疑を終わります。

北村博司議長

ここで、11時35分まで休憩いたします。

(午前 11時 21分)

北村博司議長

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前 11時 35分)

日程第11～13

北村博司議長

それでは、次に、報告案件に入ります。

お諮りします。

3件の報告案件について、提案者から提案理由並びに内容説明を求めるため、一括して説明を求めることにいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

異議なしと認めます。

したがいまして、報告案件3件につきましては、一括して提案理由並びに内容説明を求めることに決定いたしました。

それでは、まず提案者から提案理由の説明を求めます。

尾上町長。

尾上壽一町長

それでは、3件の報告案件につきまして、ご説明をさせていただきます。

報告第3号 平成24年度紀北町一般会計繰越明許費繰越計算書についてであります。本年3月定例会におきまして、平成24年度紀北町一般会計補正予算(第4号)でご可決いただいた繰越明許費につきまして、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、本年5月末日をもって総額3億2,675万8,310円を平成25年度に繰り越すものとする繰越計算書を調製いたしましたので、議会に報告するものであります。

報告第4号 平成24年度紀北町水道事業会計予算の繰越使用についてであります。平成24年度紀北町水道事業会計予算につきまして、古里・道瀬簡易水道統合整備事業の8,494万5,000円を平成25年度に繰り越しましたので、地方公営企業法第26条第3項の規定により議会に報告するものであります。

報告第5号 専決処分の報告についてであります。議案第38号 損害賠償の額の決定及び和解についてで、説明を申しあげました事故のうち、本年5月16日、損害賠償額を3万2,621円として、人身事故1件分の和解が成立いたしましたので、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分し、同条第2項の規定により議会に報告するものであ

ります。

以上、3件の報告につきまして、提案理由をご説明申し上げましたが、報告第2号及び第4号の詳細につきましては、それぞれ担当に説明をいたさせますので、よろしくお願いを申し上げます。以上です。

北村博司議長

続きまして、各報告案件の内容説明を求めます。

まず、報告第3号についての内容説明を求めます。

工門財政課長。

工門利弘財政課長

それでは、報告第3号をご説明させていただきますので、議案書の18ページをご覧ください。

報告第3号 平成24年度紀北町一般会計繰越明許費繰越計算書について

平成24年度紀北町一般会計補正予算（第4号）第2条の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したので地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により報告する。

平成25年6月11日提出

紀北町長 尾上壽一

内容につきましては、19ページの平成24年度紀北町一般会計繰越明許費繰越計算書によりご説明させていただきます。

この繰越明許費につきましては、本年3月議会定例会におきまして、一般会計補正予算（第4号）により繰り越しをお認めいただいたものでございますが、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、平成25年度に繰り越した経費について、繰越計算書を調製いたしましたので報告するものでございます。

繰越計算書の款、項、事業名、1列飛ばしまして、翌年度繰越額の欄をご覧くださいますようお願いいたします。

繰越明許費により平成25年度に繰り越した事業は、第5款・農林水産業費、第1項・農業費では、中山間地域総合整備事業で300万円、団体営かんがい排水整備事業694万6,000円でございます。第2項・林業費では、森林環境創造事業で574万8,000円でございます。第3項・水産業費では、海岸保全施設整備事業で2億7,266万7,142円でございます。

第7款・土木費、第3項・河川費では、河川改修及び維持補修事業で1,541万6,000円、急傾斜地崩壊対策事業で1,658万6,850円でございます。第5項・都市計画費では、県営公園事業負担金で359万4,318円でございます。

20ページをご覧ください。第8款及び第1項ともに消防費では、消防機械器具整備管理事業で280万円でございます。

以上、合計といたしまして3億2,675万8,310円を平成25年度に繰り越すもので、その財源につきましては未収入特定財源として、国県支出金2億3,221万400円と、地方債の8,210万円で、一般財源は1,244万7,910円でございます。

以上で、報告第3号 平成24年度紀北町一般会計繰越明許費繰越計算書についての報告説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

北村博司議長

次に、報告第4号についての内容説明を求めます。

久保水道課長。

久保健作水道課長

よろしくお願いたします。

報告第4号について、ご説明いたします。21ページをよろしくお願いたします。

報告第4号 平成24年度紀北町水道事業会計予算の繰越使用について

平成24年度紀北町水道事業会計予算を別紙繰越計算書のとおり繰越使用するので、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により報告する。

平成25年6月11日提出

紀北町長 尾上壽一

22ページをお願いたします。

平成24年度紀北町水道事業会計予算繰越計算書によりご説明いたします。

地方公営企業法第26条第1項の規定による、建設改良費の繰越額でございます。円単位となっております。

1款・資本的支出、1項・建設改良費、事業名は、古里・道瀬簡易水道統合整備事業でございます。予算計上額8,494万5,000円、支払義務発生額はございませんので、そのまま翌年度に繰り越しまして8,494万5,000円となっております。

この財源の内訳といたしまして、国庫補助金2,006万8,000円、企業債が5,860万円、工事負担金280万円、損益勘定留保資金等347万7,000円、不用額0、翌年度繰越額に係

る繰越を要するたな卸資産の購入限度額0円、説明といたしましては、配水管布設工事の工法等で関係者との調整に時間を要したことにより、工事が遅延したためでございます。なお、この事業につきましては、平成25年度をもちまして、完了の運びとなっております。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

北村博司議長

次に、報告第5号についての内容説明を求めます。

井谷環境管理課長。

谷吉希議会事務局長

これはないんです。

北村博司議長

失礼しました。

以上で、報告案件についての提案理由並びに内容説明を終わります。

これから質疑に入ります。

日程第11

北村博司議長

日程第11 報告第3号 平成24年度紀北町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(発言する者なし)

北村博司議長

質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

日程第12

北村博司議長

次に、日程第12 報告第4号 平成24年度紀北町水道事業会計予算の繰越使用についてを議題といたします。

質疑に入ります。

質疑される方はありませんか。

(発言する者なし)

北村博司議長

質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

日程第13

北村博司議長

次に、日程第13 報告第5号 専決処分の報告、損害賠償の額の決定及び和解につきましては、基本的には議会の委任による専決処分でありますことから、質疑は行えないこととされておりますけれども、先ほどの説明において、内容等について、不明瞭な点があれば、そのみ再度説明を求めるということで、発言を許したいと思いますが、発言される方はありませんか。

入江議員。

6番 入江康仁議員

いまどこ進んだんの。

北村博司議長

日程第13、報告第5号。

6番 入江康仁議員

11はどうなったの。11は。報告11はどうなったのって、あんた今。

北村博司議長

質疑はございませんでした、誰も。

6番 入江康仁議員

それで、12は。

北村博司議長

これも、質疑はございませんでした。

6番 入江康仁議員

12は、私、質問するのに待った。

北村博司議長

いやいや、確認しましたけれども、ありませんでした。

6番 入江康仁議員

そんなんやったら、どうも失礼しました。

北村博司議長

よろしいですか。

発言される方はございませんか。日程13、報告第5号、専決です。

(発言する者なし)

北村博司議長

ないようですので、以上で発言を打ち切ります。

それでは、これで3件の報告案件については、聞き置くことといたします。

日程第14

北村博司議長

次に、日程第14 請願案件を議題といたします。

お手元に配付の請願文書表のとおり、請願2件をここに受理することとし、別紙請願文書表を朗読させ、説明に代えさせていただきます。

議会事務局長。

谷吉希議会事務局長

それでは、請願文書表を朗読させていただきます。

平成25年6月紀北町議会定例会、平成25年6月11日。請願文書表。

種別、請願第2号、受理年月日 平成25年6月3日。

件名 消費税増税中止意見書の採択を求める請願

請願等の趣旨、政府は来年4月から8%、再来年10月から10%の消費税増税を方針としています。消費税は庶民に負担の重い税制です。年金が削減される中での増税の影響は計り知れません。ぜひこの趣旨をご理解いただき、内閣総理大臣に意見書を提出していただきたい。

請願者の住所及び氏名 三重県商工団体連合会 会長 山口謙治。

紹介議員氏名 中津畑正量、入江康仁。

付託委員会 総務財政常任委員会。

請願第3号 平成25年6月3日、TPP環太平洋戦略的経済連携協定への参加に反対する請願

TPPがすべての関税、非関税障壁の撤廃という世界でも類例のない危険な枠組みになっていることや、交渉では米国のいうままに、日本が譲歩を重ね、屈辱的な協定であることが浮き彫りになってまいりました。今後、交渉に入ればアメリカ主導で多国籍企業に都合のいいルールづくり、際限のない譲歩に引きずり込まれるのは必至であることから、下記の事項について、決議をいただき、政府関係機関に意見書を提出していただきたい。

請願項目 1. TPPに参加しないこと。2. TPP参加までの日米2国間協議を中止すること。

三重県保険医協会会長 渡部泰和、三重県商工団体連合会会長 山口謙治、農民運動三重県連合会会長 川辺仁造、三重県労働組合総連合議長 唐沢克昭、全日本年金者組合三重県本部会長 辻井良和、三重県生活と健康を守る会連合会会長 内田茂雄、新日本婦人の会三重県本部会長 西川委久代、自治労連三重県本部委員長 新家忠文、三重県民主医療機関連合会会長 田中久雄。

中津畑正量、入江康仁。

委員会の付託が、総務財政常任委員会となっております。以上でございます。

北村博司議長

以上で、請願案件の説明を終わります。

なお、受理した請願については、文書表のとおり所管の常任委員会に付託することになりますので、ご報告申し上げます。

また後ほど追加のものがありますので、ご注意をいただきたいと思います。

北村博司議長

ここで追加日程を配付しますので、この場で暫時休憩いたします。
着席のまま休憩いたします。

(午前 11時 52分)

北村博司議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午前 11時 53分)

北村博司議長

お諮りします。

ただいま配付しました1件を日程に追加し、別紙議事日程のとおり追加日程として、直ちに議題といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

異議なしと認めます。

したがいまして、この1件については、日程に追加し、別紙追加日程議事日程のとおりただちに議題とすることに決定しました。

追加日程第1

北村博司議長

追加日程第1 議案第40号 平成25年度紀北町一般会計補正予算(第2号)を議題といたします。

お諮りします。

まず提案者から提案理由の説明を求めます。

尾上町長。

尾上壽一町長

それでは、本議会定例会に追加上程させていただきました、議案第40号につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

議案第40号 平成25年度紀北町一般会計補正予算（第2号）であります。風しんワクチン接種費用の助成をするにあたり、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ243万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ89億4,684万1,000円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。議案第40号につきましては、以上でございますが、詳細につきましては、担当に説明をいたさせます。なにとぞ慎重審議の上、ご可決賜わりますようよろしくお願い申し上げます。以上です。

北村博司議長

以上で提案理由の説明を終わります。

続いて、議案第40号についての内容説明を求めます。

工門財政課長。

工門利弘財政課長

それでは、議案第40号 平成25年度紀北町一般会計補正予算（第2号）の内容につきまして、ご説明させていただきますので、予算書の1ページをご覧ください。

平成25年度紀北町一般会計補正予算（第2号）

平成25年度紀北町の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ243万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ89億4,684万1,000円とする。

第2項 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成25年6月11日提出

紀北町長 尾上壽一

内容につきましては、予算に関する説明書で、歳出から説明させていただきますので、7ページをご覧ください。

第4款・衛生費、第1項・保健衛生費、第2目・予防費は243万円を増額し、7,993万3,000円とするものでございます。

全国的に流行する風しんに対する緊急措置として、特に重篤な影響を及ぼす可能性のあ

る妊婦への感染を抑え、先天性風しん症候群の発生を防止するにあたり、風しんワクチン設置費用を助成することとし、早急に接種を受けやすい環境を整えようとするものでございます。

次に、その財源となる歳入でございますが、6ページにお戻りください。

第17款・繰入金、第1項・基金繰入金、第1目・財政調整基金繰入金は243万円を増額し、2億299万2,000円とするものでございます。既に三重県でも市町の風しんワクチン接種費用助成に対して補助していくことが公表されておりますが、その内容が確定されていないため、紀北町におきましては、その重要性及び緊急性に鑑み財源につきましては、財政調整基金繰入金を取り崩して対応しようとするものでございます。

以上で、平成25年度紀北町一般会計補正予算（第2号）の説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

北村博司議長

以上で、提案理由並びに内容説明を終わります。

北村博司議長

ここで、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

(午前 11時 58分)

北村博司議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後 1時 00分)

北村博司議長

これより、議案第40号について、質疑に入ります。

質疑される方はございますか。

平野隆久議員。

13番 平野隆久議員

それでは、予防費の、これは先ほどの説明では、対象者においては妊婦の方ということでしたんですけども、そのほか妊婦以外に対象とした方がみえるのかどうかということと、あと、単価的に幾らなのか、何人ぐらい想定されているのかについての答弁を求めます。

北村博司議長

大谷課長。

大谷眞吾福祉保健課長

お答えします。対象者は紀北町内に住所を有する方で、妊娠を予定または希望している女性、それから、妊婦の夫及び同居の家族と、そういう範囲で設定しております。

それから、接種なんですけども、平均的な風しんの接種費用であります9,000円、その270人で計上させていただいております。以上です。

北村博司議長

平野議員。

13番 平野隆久議員

今、270人ということでしたんですけども、これは例えばもし想定以上の方が受けられた場合は、また補正ということで、みるということで、考えたらよろしいんですか。その点についての答弁を求めます。

北村博司議長

大谷課長。

大谷眞吾福祉保健課長

この270人の算定なんですけども、2011年の国の調査なんですけども、国立感染症研究所の発表なんですけども、20代から40代の女性の約15%は風しんの免疫がない、または不十分であるということがわかっております。それを基にですね、私どもでは18歳から40歳までの女性の人口、その15%を241名算出しております。それから、妊婦の夫に関しては、年間約100名が出産しますので、100人の15%で15人、同居の家族についても、25名で計上させていただいており、270人なんですけども、この270人という数字はですね、かなりアバウトなんですけども、ちょっと余分にみさせていただいております。ただ議員のご指摘のようにですね、これを超えとなれば、また新たな予算措置を考えなくちゃいけないと思っております。以上です。

北村博司議長

ほかに質疑ございませんか。

瀧本議員。

5番 瀧本攻議員

補正をあげてですね、また補正が追加で出てきてですね、補正の補正ですね、これね。40号議案はね。なぜこうなったかということが1点ですね。

当初ですね、予防費はですね、7,705万3,000円を計上しておりましたね。その中の予防接種事業は4,173万9,000円ですね。だから、4,173万9,000円に、今言うた243万ですか。そうするとこの予防接種事業が4,173万9,000円、これが243万円プラスするということになりますか。

北村博司議長

副町長。

下田二一副町長

議員の前半のどうしてこの時期に補正したかという点につきまして、お答えさせていただきます。全国的に風しんが非常に流行しておりまして、町のほうでも、それにはいかに対処すべきかというのを議論しておりまして、実はこの紀北町内ではですね、まだ風しんの患者が出ておりませんので、9月補正で対応しようかという話をしておったところ、

6月3日だったと思いますけれども、県のほうからですね、県のほうでは補助制度を考えているというお話もありまして、それからさらに患者の状況としましても、爆発的に増えているという状況がございましたので、やはり一刻も早くですね、予防接種を皆さんにさせていただいたほうがいいのではないかという判断に至りまして、その判断をいたしました時には、既に第1号の補正を出しておったあとでございましたので、急ぎょちょっとお手数ではございますけれども、2号という形で補正の追加をさせていただいたと、そういう状況でございます。

北村博司議長

大谷課長。

大谷眞吾福祉保健課長

予算につきましてはですね、予防接種費用で4,173万9,000円認めていただいています。それにプラスですね、今回の補助は特別措置ということで、緊急な措置ということで、風しんワクチン接種緊急助成事業ということで、新たに追加して加えさせていただいて

おります。以上です。

北村博司議長

よろしいですか。

それでは、ほかの方どうぞ。

中津畑議員。

14番 中津畑正量議員

1点だけお伺いします。この風しんワクチンの恐ろしさというのは、やっぱり赤ちゃんを持つ妊娠をこれからしようとする人、またしている人にとっては、大きな不安の材料だというのも、私も認識しております。ただ、インフルエンザのワクチンでもそうですが、予約をしなくては、なかなかこのワクチンそのものが、量的に足らなくなるということはないんですか。そこら辺は完全に、仮に、仮の話で申し訳ないんですが、400人とか500人になっても、このワクチンは確保できるのかどうか、その点だけお聞きしておきます。

北村博司議長

大谷課長。

大谷眞吾福祉保健課長

まだワクチンの確保までという、そういう情報までは得ていないんですけども、ただ定期接種でMRという定期接種ですね、はしか・風しんで行っております。その中でワクチンは一定の確保はできているものと思っております。以上です。

北村博司議長

よろしいですか。

中津畑議員。

14番 中津畑正量議員

これは県も本腰入れてね、昨日も一般質問、県議会でもやっておられましたが、そういう意味ではね、このワクチンはもう確実にどれだけ増えてきても、これは流行性のもんですから、異常に増える時もあるかと思うんで、そこら辺のワクチンの確保というのは、どこまでできるのかというのは、やっぱりきちっと押さえてもらいたいなど。一口で言えばどんだけでもワクチンは、量的には心配ないですという話になるのかどうか。そこら辺はもう言うたら、ぼうっとしたあれではなくて、ぼやっとした概算でなくて、概略でなくて、どれだけでもありますと、異常発症してもありますというぐらいの話を

していてもいいんですかね。そこら辺で、不安は十分取り除かれることにもつながるんで、ぜひそこら辺は押さえてほしい。そのあれはわかりませんか。

北村博司議長

大谷課長。

大谷眞吾保健福祉課長

ワクチンの需要と供給に関してですけども、まだそこまでは至っておりません。ただ、23歳以下の方であれば、かなり精度の高い、定期接種を受けていただいております。以上です。

北村博司議長

ほかにございませんか。

以上で、質疑を終結いたします。

お諮りします。

本日議題となっております各案件については、会議規則第39条第1項の規定により、別紙委員会付託表のとおり、所定の常任委員会に付託いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。2枚ありますが。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

北村博司議長

よろしいですね。

異議なしと認めます。

したがいまして、別紙、委員会付託表のとおり、各担当常任委員会に付託することに決定をいたしました。

なお、付託案件の審査につきましては、明日の12日、水曜日は総務財政常任委員会の開催。14日、金曜日につきましては教育民生常任委員会と、産業建設常任委員会の両委員会が開催ということであります。開催時間は、いずれも午前9時30分からとなります。委員会の運営につきましては、各常任委員長において取り計らいくださいますようお願い申し上げます。

北村博司議長

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

(午後 1時 10分)

地方自治法第 123条第 2 項の規定により下記に署名する。

平成 25年 9月 10日

紀北町議会議長 北村博司

紀北町議会議員 奥村 仁

紀北町議会議員 東 貴雄